

# 福岡県公報

平成28年4月22日  
第3787号

## 目次

### 告示(第389号-第401号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) ..... 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 2
- 福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務の委託 (団体指導課) ..... 2
- 鳥獣捕獲等事業の認定 (畜産課) ..... 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に掲げる者の不確知 (監視指導課) ..... 4

### 公 告

- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画 (農山漁村振興課) ..... 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (児童家庭課) ..... 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (児童家庭課) ..... 6
- 落札者等の公示 (情報政策課) ..... 6
- 落札者等の公示 (情報政策課) ..... 6

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 7
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 7
- 地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表 (労働政策課) ..... 8
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 8
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) ..... 9

### 監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ..... 10
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ..... 14
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) ..... 16

### 労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿 (労働委員会調整課) ..... 18

## 告 示

### 福岡県告示第389号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代5月号	雑誌15183-05	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント5月号	雑誌15115-5	マイウェイ出版株式会社	

**福岡県告示第390号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和白丘2丁目(1)-1	福岡市東区和白丘二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第391号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
和白丘2丁目(1)-1	福岡市東区和白丘二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第392号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県農

業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

**福岡県告示第393号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

事業者の名称	住所	代表者の氏名
一般社団法人福岡有害鳥獣対策策友会	福岡市東区和白丘二丁目2番49号	野村 昌弘

**福岡県告示第394号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	181	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 津呂潤一郎	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内	平成28年4月1日

旧	北九州市若松区くきのうみ 中央1番1号 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 浦江重之
---	---

## 福岡県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	上ノ河内線 有 安	前	築上郡築上町大字上ノ河内1129番先から 築上郡築上町大字上ノ河内1150番1先まで	7.0 ～ 25.8	138.6
			後	築上郡築上町大字上ノ河内1129番先から 築上郡築上町大字上ノ河内1150番4先まで	5.0 ～ 16.0	138.6

## 福岡県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	上ノ河内線 有 安	築上郡築上町大字上ノ河内1129番先から 築上郡築上町大字上ノ河内1150番4先まで

## 福岡県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	犀 豊 川 前 線	前	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	5.5 ～ 13.0	4,104.5
			前	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	6.7 ～ 35.8	4,758.9
			後	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	5.5 ～ 13.0	4,104.5
			後	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	6.7 ～ 35.8	4,758.9

## 福岡県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成28年4月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 線 豊 前	豊前市大字永久581番1先から 豊前市大字久路土100番1先まで

#### 福岡県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	須 磨 園 線 南原曾根	前	行橋市大字須磨園1番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎691番1先まで	10.5 ～ 17.0	918.0
			後	行橋市大字須磨園1番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎691番1先まで	10.5 ～ 16.5	

#### 福岡県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年4月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	須 磨 園 線 南原曾根	行橋市大字須磨園57番1先から 行橋市大字徳永544番1先まで

#### 福岡県告示第401号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）をすべて確知することができないので、法第19条の8第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

##### 1 講ずべき支障の除去等の措置

処分者等は、福岡県筑紫野市大字山家1番70外1筆にある次のものについて、撤去その他の措置を行うことにより、産業廃棄物の飛散・流出や悪臭発生などの生活環境保全上の支障のおそれを除去する措置を講じなければならない。

- 好気性処理施設の入槽及び好気調整槽に残置されている未処理の産業廃棄物
- 好気性処理施設の汚泥酸化槽に残置されている処理が終了していない産業廃棄物及び産業廃棄物の上部に溜まった産業廃棄物混じりの水
- 好気性処理施設の予備貯留槽及び敷地内のドラム缶に残置されている好気性処理によって生じた産業廃棄物

なお、措置を講ずるに当たっては、事前に措置計画書を提出し、本職の承認を受けること。

##### 2 措置の期限

- 措置計画書の提出期限 平成28年4月28日
- 措置の着手期限 平成28年5月5日

(3) 措置の履行期限 平成28年11月23日

3 福岡県知事による措置

処分者等が上記2(1) 措置計画書の提出期限、(2)措置の着手期限又は(3)措置の履行期限までに、措置を講じないときは、法第19条の8第1項の規定により、福岡県知事が当該措置の全部又は一部を講じることがある。

その場合、同条第2項の規定により措置に要した費用については、処分者等から徴収することがある。

4 問合せ先

福岡県環境部監視指導課  
 福岡市博多区東公園7-7  
 電話 092-651-1111 (代表) 内線3584  
 092-643-3395 (ダイヤルイン)

**公 告**

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか19市町村の平成28年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 沼本町一丁目・二丁目、沼緑町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼南町一丁目、葛原東二丁目・三丁目、大字沼の各一部 八幡西区 大字本城、御開四丁目・五丁目の各一部	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡市	早良区飯倉七丁目の一部	〃
大牟田市	大字手鎌・大字唐船の各一部	〃

直方市	大字植木の一部	〃
田川市	弓削田・猪国・伊加利・夏吉・伊田の各一部	〃
柳川市	西蒲池、東蒲池、矢加部、立石	〃
大川市	新田の一部、九網、一木	〃
行橋市	西宮市四丁目・五丁目の各一部	〃
小郡市	横隈・乙隈・三沢の各一部	〃
春日市	千歳町、光町	〃
古賀市	谷山の一部	〃
宮若市	下有木・四郎丸・山口の各一部	〃
みやま市	瀬高町上庄・瀬高町下庄の各一部	〃
新宮町	三代の一部	〃
香春町	大字鏡山の一部	〃
糸田町	上糸田・南糸田・中糸田・宮川二の各一部	〃
大任町	大行事・今任原の各一部	〃
赤村	赤の一部	〃
みやこ町	木山、犀川崎山	〃
上毛町	大字成恒・大字緒方・大字安雲・大字尻高の各一部	〃

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の

整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年4月22日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和51年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成28年4月22日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

情報システムアウトソーシング業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

217,992,967円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称及び見込数量

サーバ等設置に係る賃貸借

標準ラック初期導入ラック数 0ラック

標準ラック年間使用ラック数 336ラック

高負荷ラック初期導入ラック数 0ラック

高負荷ラック年間使用ラック数 56ラック

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名  
株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
標準ラック初期導入経費 1ラック当たり 108,000円  
標準ラック月額賃借料 1ラック当たり 149,040円  
高負荷ラック初期導入経費 1ラック当たり 324,000円  
高負荷ラック月額賃借料 1ラック当たり 343,440円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称  
田川郡川崎町大字川崎宇島廻123番2、163番1、163番6、167番1及び167番6、宇島廻北谷164番4及び164番11、宇島廻南谷103番1及び103番13、字堤ノ下105番1、105番17から105番23まで、166番4、166番8、166番18から166番20まで、並びに字橋ヶ口169番1及び169番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
田川郡川崎町大字田原789-2  
川崎町  
川崎町長 手嶋 秀昭

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字田中生字水100番1及び100番3  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡篠栗町大字田中138番地  
栗須 純一

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日  
平成28年3月31日  
2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ホームプラザナフコ 田川店  
(2) 所在地 田川市大字川宮字盗人迫1720-1 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,447㎡	3,724㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場1 本館 建物西側	50台	駐車場1 本館 建物西側	46台
駐車場2 本館 2階	96台	駐車場2 本館 2階	96台
合計	146台	合計	142台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
本館 建物西側	0台	本館 建物西側	10台
合計	0台	合計	10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
荷捌き施設1 本館 建物南側	140.8㎡	荷捌き施設1 本館 建物南側	140.8㎡
-	-	荷捌き施設2 資材館 建物南側	26.0㎡
合計	140.8㎡	合計	166.8㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
廃棄物保管施設 本館 建物東側	22.72㎡	廃棄物保管施設1 本館 建物南側	22.72㎡
-	-	廃棄物保管施設2 本館 建物南側	12.26㎡

合計	22.72㎡	合計	34.98㎡
----	--------	----	--------

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ナフコ	8時00分～20時00分	7時00分～21時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
7時30分～20時30分	6時30分～21時30分

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県福岡東地域雇用開発計画、福岡県福岡南地域雇用開発計画及び福岡県福岡西地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、各計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日



平成28年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人今井津祇園祭・元永山笠振興会

(2) 代表者の氏名

片山 豊嗣

(3) 主たる事務所の所在地

行橋市大字元永882番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、今井津祇園社の夏の祭典である祇園祭において「元永山笠」を復興し、その維持保存に努めるとともに、山笠巡行を中心とした伝統と賑わいのある祇園祭に参加することで、地域住民の一層の交流を図り、伝統と調和したまちづくりに寄与することを目的とする。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年4月22日

福岡県知事 小川 洋

1 被命令者（1法人1個人）

(1) 株式会社スタッツ（福岡市博多区）代表取締役 田川 誠治

(2) 田川 誠治（福岡市博多区）

2 措置命令の内容

福岡県筑紫野市大字山家1番70外1筆にある次のものについて、撤去その他の措置を行うことにより、産業廃棄物の飛散・流出や悪臭発生などの生活環境保全上の支障のおそれを除去すること。

(1) 好気性処理施設の受入槽及び好気調整槽に残置されている未処理の産業廃棄物

(2) 好気性処理施設の汚泥酸化槽に残置されている処理が終了していない産業廃棄物及び産業廃棄物の上部に溜まった産業廃棄物混じりの水

(3) 好気性処理施設の予備貯留槽及び敷地内のドラム缶に残置されている好気性処理によって生じた産業廃棄物

なお、措置を講ずるに当たっては、事前に措置計画書を提出し、本職の承認を受けること。

3 措置命令書交付日

平成28年4月13日

4 履行期限

(1) 措置計画書の提出期限

平成28年4月20日（措置命令の日から起算して7日を経過する日）

(2) 措置の着手期限

平成28年4月27日（措置命令の日から起算して14日を経過する日）

(3) 履行期限

平成28年11月15日（措置命令の日から起算して216日を経過する日）

5 処分の理由

(1) 好気性処理施設の受入槽及び好気調整槽には、搬入された産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び動植物性残さ）が未処理の状態で残置されており、悪臭が発生するおそれがある。

(2) 好気性処理施設の汚泥酸化槽には、搬入された産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び動植物性残さ）が処理が終了しないまま残置されており、また、降雨によって槽に残置された産業廃棄物の上に雨水が溜まる状態となっているため、産業廃棄物が飛散・流出するおそれがある。

(3) 好気性処理施設の予備貯留槽や、敷地内のドラム缶の中には好気性処理により発生した産業廃棄物（汚泥）が残置されており、悪臭が発生するおそれがあるとともに、飛散・流出するおそれがある。

以上のことは法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第2号イに適合せず、さらに生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められるため、法第19

条の5第1項に該当する。

**監 査 委 員**

**監査公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成27年11月9日27監総第473号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年4月22日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	縣 善 彦

27行経第1856号

平成28年3月31日

福岡県監査委員	山下芳郎 殿
同	伊藤龍峰 殿
同	行正晴實 殿
同	縣善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部 国際交流局 交流第一課	委託料の前渡資金の精算が遅延していた。	資金前渡管理簿を作成し、期限内の精算について管理職員が確認を行う。

## 注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部	前年度に引き続き、県外出張旅費の支出において、宿泊料と食糧費の調整を誤ったため、支給過大となっていた。	所属で食糧費の支出伺いの際に、出張命令の写しを添付して決裁を受けることとした。また、主管課において、各所属の食糧費の支出が出張を伴うものか否かをチェックすることとした。これらにより、宿泊料の調整がなされていることを確実にチェックできる体制を構築した。
環境部	雑入（行政代執行経費の求償）において、収入未済額が前年度に比べて増加している。	債務者に対し繰り返し催告を行うとともに、催告に応じない債務者については、不動産や預金等の財産調査を実施し差押を行っている。平成27年度は、生命保険解約払戻金を差押えるなど債権の回収に努めている。 今後も債務者の状況に応じて収入未済の解消対策を粘り強く実施するとともに、回収困難な債権については不納欠損処理等の整理を的確に進めていく。
商工部	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、徴収努力により、収入未済額が前年度に比べて減少しているものの、多額である。	事業継続先の延滞先に対しては、財務分析やアドバイザー等の専門家派遣などにより、経営改善の取組を支援し、回収額の増額に努めている。その結果平成27年度は、延滞先2先の償還額が毎月170千円増額となった。（12月末時点）。 事業休廃止先に対しては、中小機構の債権管理アドバイザーや債権管理調査員（非常勤職員）等を活用し、連帯保証人の資産状況を把握のうえ、償還能力に応じた督促等を行っている。 また、連帯保証人の資産調査により回収可能性を見極め、回収困難と判断され

		た債権については、徴収停止や不納欠損等の整理を迅速に進めていく。これらの延滞先に対する取組みのほか、条件変更先に対しても、中小機構のアドバイザー派遣事業の活用、履行延期特約の締結等による支援を行い、新たな延滞の発生防止に努める。
建築都市部	住宅管理使用料において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて増加している。	家賃の納付手続の利便性及び家賃徴収率の向上を図るため口座振替の積極的活用等を図るとともに、悪質な滞納者に対しては訴訟を提起して住宅の明渡しを求めるなど、徴収率の向上と滞納額の増加防止に向けた取り組みを進める。また、滞納金の回収を進めるため、民間の債権回収会社に委託している退去滞納者に係る集金代行業務の強化とあわせ、徴収率の一層の向上を図るため、退去時の面談による納付指導及び納入誓約書の徴収を徹底していく。
福祉労働部	前年度に引き続き、補助金交付決定前の事業を補助対象としていた。	事業が開始される前に交付決定を行うことを徹底する。 このため、進捗管理表を作成し、一元管理する。
福祉労働部	前年度と同様の実績報告書の不備により、補助金の額の確定を行っていないかった。	事業の進捗管理を、補助金及び委託料の執行を管理する管理表を用い、事業担当者的上司、予算担当者及び出納員が行うことを徹底する。
農林水産部	前年度に引き続き、補助対象団体に事業遂行状況報告書の提出を求めていなかった。	事業担当係にて補助対象団体への指導及び報告書の提出漏れがないかの確認を徹底するとともに、庶務担当係においても各事業の報告書の提出状況を確認するという確認体制を強化することにより、再発防止に努める。

(別紙)

27 教財第829号  
平成28年1月20日

福岡県監査委員

同 同 同 同  
山 下 芳 郎 殿  
伊 藤 龍 峰 殿  
行 正 晴 實 殿  
縣 善 彦 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について (通知)

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指 摘 事 項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 人権・同和教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が多額で前年度に比べて増加している。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、次の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>奨学金相談員及び職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者に対しては、続けて督促電話を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるような督促を行っている。 また、職員において、県外在住の滞納者への戸別訪問も実施している。</li> <li>滞納期間の長い奨学生に対して、改めて返還意識を認識させ、法的手続に向けた取組を進めるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書及び滞納債権の回収を行っている。</li> <li>これまでの戸別訪問で面接が出来ていない滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方から夜間へ変更した戸別訪問を試行的に行っている。 今後も、これらの取組を行うとともに、より効果的な取組を検討するなど債権の回収及び新規滞納の発生防止に努め、収入未済の解消に向けた一層の努力をしていく。</li> </ol>

**監査公表第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成27年11月9日27監総第473号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年4月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

27農政第2267号  
平成28年3月30日

福岡県監査委員 山下 芳郎 様  
同 藤 伊 龍 峰 様  
同 行 正 晴 貴 様  
同 縣 善 彦 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日付27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡農林事務所	狩猟講習及び免許交付等手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。	納付書を一枚ずつ確実に消印処理し、消印証紙日計表を作成する際にも確認する仕組みを徹底していくことで、再発防止を図る。



**監査公表第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成27年11月9日27監総第473号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年4月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

27 県土総第1998号  
平成28年3月30日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 行正 晴實 殿  
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
<p>県土整備部</p>	<p>宅建取引主任者資格登録簿登録手数料及び建設業許可証明手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。</p> <p>工事請負変更契約において、請負率を誤ったため、契約額が過小となっていた。</p>	<p>消印漏れについてはチェック機能を強化することにより、再発防止を図る。</p> <p>積算業務において、チェックシート の活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。 また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。</p>

## 労働委員会

### 公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成28年4月22日

福岡県労働委員会会長 後藤 裕

氏名	現職等	備考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
井上 智夫	弁護士	同上
大坪 稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
後藤 裕	弁護士	同上
所 浩代	福岡大学法学部准教授	同上
南谷 敦子	弁護士	同上
山下 昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
上野 茂伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	現労働者委員
隈本 泰清	U Aゼンセン福岡県支部支部長	同上
佐田 正二	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
島添 幹子	自治労福岡県本部副執行委員長	同上
高島 喜信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
角田 昭一	電機連合福岡地方協議会議長	同上
鍋島 初美	福岡県教職員組合特別執行委員	同上
生山 武史	株式会社安川電機執行役員人事総務部長	現使用者委員
大石 昌彦	株式会社福岡運輸ホールディングス管理本部副本部長	同上
竹内 直行	株式会社井筒屋総務グループ長	同上
廣瀬 幸	株式会社ポータル特別顧問	同上
船越 法克	九州電力株式会社人材活性化本部部長	同上

松岡 嘉彦	福岡県経営者協会専務理事	同上
宮田 克彦	西日本鉄道株式会社取締役執行役員	同上
大石 桂一	九州大学大学院経済学研究院教授	前公益委員
野田 進	(前)福岡県労働委員会会長	同上
岩永康志	(前)九州旅客鉄道労働組合福岡地方本部執行委員長	前労働者委員
藤吉 眞二	JAM九州・山口執行委員長	同上
小山 英嗣	福岡県福祉労働部長	
樋口 直樹	福岡県福祉労働部労働局長	
古長 秀明	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
藤山 泰三	福岡県労働委員会事務局長	
高田 光邦	福岡県労働委員会事務局次長兼調整課長	
濱地 康紀	福岡県労働委員会事務局審査課長	